

東京都北区議会

平成21年第4回定例会で可決した意見書

- ・ 都市計画税・固定資産税の軽減措置の継続を求める意見書
- ・ 償却資産に係る固定資産税の改正を求める意見書
- ・ 食品表示制度の抜本改正に関する意見書
- ・ 緊急経済・雇用対策の早期実施を求める意見書
- ・ 子どもたちの生命を守るため、ヒブワクチン及び肺炎球菌ワクチンへの公費助成、定期接種化を求める意見書
- ・ 警察官の増員を求める意見書

都市計画税・固定資産税の軽減措置の継続を求める意見書

区内の小規模事業者を取り巻く環境は、長期的な景気の低迷に続き、世界規模の経済状況の悪化により危機的で深刻な状況にあり、雇用不安の拡大、金融事情の悪化、後継者不足など、さまざまな危機に晒されている。

そのような中で、東京都が実施している都市計画税・固定資産税の軽減措置は、地価の高水準等による区民の過重な税負担を緩和し、厳しい経営環境にある小規模事業者の事業継続や経営内容の健全化への大きな支えとなっている。

東京都が財政を優先し、これらの軽減措置を廃止すれば、小規模事業者の経営を悪化させ、区民の生活に与える影響は大きい。さらには、地域社会の活性化や景気の回復にも影響を及ぼすことが危惧される。

よって、本区議会は東京都に対し、区民の税負担感に配慮し、左記事項を平成二十二年度以降も継続するよう求めるものである。

記

- 一、小規模住宅用地に対する都市計画税の軽減措置
- 二、小規模非住宅用地に対する固定資産税・都市計画税の軽減措置
- 三、商業地等における固定資産税・都市計画税について、負担水準の上限を六十五%に引き下げる減額措置

右、地方自治法第九十九条の規定に基づき、意見書を提出する。

平成二十一年十二月八日

東京都北区議会議長 平田雅夫

東京都知事 石原慎太郎 殿

償却資産に係る固定資産税の改正を求める意見書

地方税法は、償却資産に対して課する固定資産税について、課税標準となるべき額が百五十万円に満たない場合においては、固定資産税を課することができないと免税点を定めている。

この免税点制度は、課税標準額が免税点未満の場合は納税額が生じないが、課税標準額が免税点以上になるとその総額に課税される。このことが納税者に不合理感を与えている。

さらに、現行の免税点は平成三年に定められ、すでに二十年近くが経過しており、経済価値が大幅に上昇しているうえ、極めて小規模な設備等の償却資産も課税対象となり、加えて世界的な経済状況の悪化により、さまざまな危機に晒されている小規模事業者の経営と生活を圧迫している。

また、地方税法は、固定資産税の対象となる償却資産の各項目の申告期限を一月三十一日と定めている。しかし、多くの小規模事業者は所得税の申告期限である三月十五日を念頭に決算準備を進めるのが通常である。償却資産の申告事項と所得税の決算書記載事項は密接に関連しているにもかかわらず、申告期限が違うこと、申告を別に行わなければならないことは納税者の利便性を欠いている。

よって、本区議会は国会及び政府に対し、免税点の改善と申告しやすい環境を整えるため、左記事項の実現を求めるものである。

記

- 一、償却資産に対する固定資産税の免税点を基礎控除に改め、控除額を大幅に引き上げることに。
- 二、償却資産に対する固定資産税の申告期限を三月十五日とすることとともに、所得税の確定申告を行った場合には、償却資産税の申告書の提出を省略できるようにすること。

右、地方自治法第九十九条の規定に基づき、意見書を提出する。

平成二十一年十二月八日

東京都北区議会議長 平田 雅夫

衆議院議長	横路 孝弘 殿
参議院議長	江田 五月 殿
内閣総理大臣	鳩山 由紀夫 殿
総務大臣	原口 一博 殿
財務大臣	藤井 裕久 殿

食品表示制度の抜本改正に関する意見書

繰り返される加工食品原料の産地偽装事件や毒物混入事件を受け、多くの消費者が食の安全・安心のために国産の食品、自給率の向上を求め、そして、冷凍食品をはじめとする加工食品の原料原産地の表示義務化を願っている。

また、多くの消費者が安全性などに不安を抱き、「遺伝子組み換え（GM）食品を食べたくない」と考えているにもかかわらず、食品全てに表示が義務付けられていない現在の表示制度によって、遺伝子組み換え食品と知らずに食べ続けている。

さらに、食品安全委員会が、異常が多発しているにもかかわらず「安全」と評価したこと、体細胞クローン由来食品が流通する可能性も出てきた。また、受精卵クローン由来食品はすでに任意表示で流通を始めているが、多くの消費者は安全性に不安を抱き、「クローン由来食品を食べたくない」と考えている。

いまこそ、いのちの基本となる食料自給率の向上、食の安全・安心の回復に向けて、食品のトレーサビリティ（流通経路情報の把握）とそれに基づく表示制度の抜本の見直しが必要である。

よって本区議会は政府に対し、消費者が知る権利に基づき、自ら買う、買わないを選択できる社会を実現するための食品表示制度の抜本的改正を求め、左記事項を要望する。

記

一、加工食品原料のトレーサビリティと原料原産地の表示を義務化すること

一、全ての遺伝子組み換え食品・飼料の表示を義務化すること

一、クローン家畜由来食品の表示を義務化すること

右、地方自治法第九十九条の規定に基づき、意見書を提出する。

平成二十一年十二月八日

東京都北区議会議長 平田雅夫

内閣総理大臣	鳩山 由紀夫 殿
厚生労働大臣	長 妻 昭 殿
農林水産大臣	赤 松 広 隆 殿
経済産業大臣	直 嶋 正 行 殿
内閣府消費者及び食品安全担当大臣	福 島 瑞 穂 殿

緊急経済・雇用対策の早期実施を求める意見書

平成二十一年度第一次補正予算が一部執行停止されたことにより、地方においては各議会が予算の減額補正を迫られるなど、国民生活に多大な影響を及ぼしている。

さらに、失業率も高水準にあるなど雇用失業情勢は依然として厳しい情勢を示し、年末・年度末に向けてさらなる悪化も懸念されている。

政府は、十月二十三日に「緊急雇用対策」を取りまとめたが、「既存の施策・予算の活用により取りまとめる」としており、財政措置も考慮したもう一段の緊急雇用対策を講じる必要がある。

よって本区議会は政府に対し、平成二十一年度第一次補正予算の執行停止によって生じる約半年間の経済対策の空白を避け、年末・年度末のさらなる雇用悪化を防ぐためにも、早急に平成二十一年度第二次補正予算を編成し、緊急経済・雇用対策を早期に実行するよう左記事項について強く要請する。

記

- 一、中小企業を支援する緊急保証制度等の十分な枠の確保など、景気を安定軌道に乗せるための施策の充実に取り組むこと。特に昨年十月末に実施された「緊急保証制度」のうち、元本返済猶予期間が一年の分について、速やかに猶予期間を延長すること。
- 二、中小企業向けを含む「雇用調整助成金」制度を維持するための予算確保と助成金支給の要件緩和、「訓練・生活支援給付」の恒久化とともに、特に厳しい状況に見舞われている非正規労働者向けの対策、就職先が決まっていない来春の高校、大学の新卒者対策を行うこと。
- 三、「エコポイント制度」「エコカー減税制度」について、手続きの簡略化や対象品目の拡大などを検討し、継続すること。
- 四、学校施設への太陽光パネルの設置をはじめとしたエコ改修や耐震化、バリアフリー化など、社会資本ストックの保全事業の前倒し実施すること。

右、地方自治法第九十九条の規定に基づき、意見書を提出する。

平成二十一年十二月八日

東京都北区議会議長 平田雅夫

内閣総理大臣 鳩山 由紀夫 殿

子どもたちの生命を守るため、ヒブワクチン及び肺炎球菌ワクチンへの
公費助成、定期接種化を求める意見書

細菌性髄膜炎は、乳幼児に重い後遺症を引き起こしたり、死亡に至る恐れが高い重篤な感染症で、その原因の七十五%がヒブ（H i b Ⅱヘモフィルスインフルエンザ菌b型）と肺炎球菌によるものである。細菌性髄膜炎は早期診断が困難なこと、発症後の治療には限界があることから、罹患前の予防が非常に重要で、ヒブや肺炎球菌による細菌性髄膜炎については乳幼児期のワクチン接種により効果的に予防することが可能である。世界保健機関（W H O）もワクチンの定期予防接種を推奨しており、ヒブワクチンは既に欧米、アジア、アフリカなど百カ国以上で導入され、九十カ国以上で定期予防接種とされ、小児用肺炎球菌ワクチンも四十の国や地域で定期接種が行われており、こうした国々では発症率が大幅に減少している。

日本においては、世界から二十年遅れてヒブワクチンが昨年十二月に販売開始となり、小児用肺炎球菌ワクチン（七価ワクチン）も欧米より約十年遅れて今年十月に国内初承認され、来年春までに販売開始の予定となっている。医療機関においてワクチンの接種が可能となっても、任意接種であるため費用負担が大きく、公費助成や定期接種化など、子どもたちの命を守るための早急な対策が必要である。

よって本区議会は政府に対し、細菌性髄膜炎の予防対策を図るため、左記事項について、一日も早く実現するよう強く要望する。

記

一、ヒブワクチン及び小児用肺炎球菌ワクチン（七価ワクチン）の有効性、安全性を評価したうえで、予防接種法を改正し、ヒブ感染症及び肺炎球菌感染症を定期接種対象疾患（二類疾病）に位置付けること。

二、ワクチンの安定供給のための手立てを講じること。

右、地方自治法第九十九条の規定に基づき、意見書を提出する。

平成二十一年十二月八日

東京都北区議会議長 平 田 雅 夫

内閣総理大臣 鳩山 由紀夫 殿
厚生労働大臣 長妻 昭 殿

警察官の増員を求める意見書

国民が安心して暮らせる地域社会は国民生活の向上や経済成長の基盤となるものであり、国民すべての願いである。

地方警察官の定員については、平成十三年度から十九年度にかけて二万四千二百三十人を増員した結果、警察官一人当たりの人口は十二年度の五百五十七人から、二十年度は五百十一人となり、刑法犯認知件数の減少と検挙率の上昇に寄与してきたところである。

しかしながら、無差別殺傷事件などの凶悪犯罪、子どもに不安を与える不審者の多発、悪質商法、多様な手口の振り込め詐欺事件などが依然として発生するなど、国民が安全と安心を実感できる「体感治安」の回復は十分とはいえない状況にある。

また、グローバル化による国外逃亡犯の増加、携帯電話やインターネットの普及による匿名性の高い犯罪の増大など、警察を取り巻く捜査環境は厳しさを増している。

平成十九年度の地方警察官の退職者数が過去最高の約一万二千百人に達するなど、本格的な大量退職期を迎えている中で、国内の治安維持に的確に対応できる警察活動体制の充実・確保が極めて重要な課題となっている。

よって、本区議会は国会及び政府に対し、国民生活の安全と平穏を確保するための必要な警察官の増員について、引き続き特段の配慮をするよう強く求める。
右、地方自治法第九十九条の規定に基づき、意見書を提出する。

平成二十一年十二月八日

東京都北区議会議長 平田 雅夫

衆議院議長	横路孝弘 殿
参議院議長	江田五月 殿
内閣総理大臣	鳩山由紀夫 殿
副総理・国家戦略担当大臣	菅直人 殿
総務大臣	原口一博 殿
財務大臣	藤井裕久 殿
内閣官房長官	平野博文 殿
国家公安委員会委員長	中井洽 殿